



## 成年後見制度における弁護士役割

### ◇◇成年後見人の職務内容

成年後見人の職務は大きく分けて、被後見人の財産管理と身上監護がある。

身上監護とは、被後見人の身上を監督し保護することで、医療や介護についての契約締結、必要な施設の選定・契約などにより、本人が適切な介護・医療を受けることができるようにすることが主な内容となる。後見人は法律行為に関する代理人であり、実際の介護などの事実行為を行なうものではない。

弁護士としては、財産管理については得意分野と言えるが、身上監護については、一体何をどうすればいいのか、と思悩む分野である。

### ◇◇身上配慮義務

民法第858条によれば、「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養監護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」とされている。

弁護士が後見人として選任されるケースは、財産管理が必要である（アパートがあり家賃収入の管理が必要、あるいは遺産分割が必要など）、または親族間の争いが激しく、親族後見が不適當なケースがほとんどである。

まずは、親族や介護担当職員、ケアマネージャーと面会し、本人の状況や親族の意向をよく聞くことが必要である。既に施設入所している場合も多いが、その場合は、施設の人に本人の状況を聞くとともに、親族の状況も聞くことができる。

### ◇◇親族間に対立がある場合

施設に入所すべきかどうか、入所するとして、どの施設を選ぶかなど、本人の身上監護のやり方をめぐって、親族間で意見が一致しないと、後見人としては、難儀する。成年後見人には本人の居所指定権が無い。強制的に決めることはできないし、ほとんどのケースで適切でもない。

例えば、以下のケース。

「被後見人は、配偶者と子どもの家族と住んでいる。被後見人は、車椅子かベッド上での生活であり、介護の負担から、同居家族は施設入所を検討しているが、他の子どもと、施設選択について意見が合わない。そもそも他の子どもとその他の家族とは、従前から対立関係にあり、直接の交渉は全く無い。かなり感情的な確執がある。一方の提案は他方が受け入れないと思われる。さらに、被後見人自身は基本的には施設に入所したくない。」

こういうケースで後見人はいかにすべきか？ 残念ながら模範解答は無い。悩みは深い。ただ、（施設をいろいろと見学して自分なりに評価することが前提ではあるが）親族間の意見を調整しながら、大きな争いにならないように、しかも本人の利益を最優先に考えながら決定する、という手法は、一般事件での和解や契約交渉などに相通ずる面がある。福祉分野の特別な知識が必要ということでは、必ずしも無い。やはり、紛争の解決を専門とする弁護士の能力が問われる場面であり、経験が生かせる分野であると思う。

（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会  
成年後見部会長 土肥 尚子）